

居宅療養管理指導の重要事項説明書



茶屋町在宅診療所

居宅療養管理指導の重要事項説明書

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、当事業者（当院は介護保険上の事業者とみなされます）が利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

名称	茶屋町在宅診療所
事業所の所在地	岡山県倉敷市茶屋町360-12
代表者名	院長 亀山有香
電話番号	086-429-0033

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、医師が通院が困難な利用者に対してその居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図ることを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村・居宅介護支援事業者・他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、療養上必要な事項等について理解しやすいように指導・助言を行います。

3. 提供するサービス

当事業所が提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導サービス】

(医師による)居宅療養管理指導サービス	① 利用者の病状および心身の状況等を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等に必要な情報提供を行います。
	② 利用者またはその家族に対し、居宅サービス計画（ケアプラン）の利用に関する留意事項や介護方法等についての指導・助言を行います。

4. 職員等の体制

従業者の職種	医師	精神保健福祉士
員数	常勤：2名、非常勤：2名	常勤：1名

5. サービス担当者

(医師による)居宅療養管理指導サービスにおけるサービス担当者は当院医師です。なおサービスを遂行する上で看護スタッフが同行するよう配慮しております。

- ・ 利用者はいつでもかかりつけ医療機関の変更を申し出ることができます。その場合、当院はこのサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。

6. 診療時間

当院の通常の診療日時は、次の通りです。

- ・ 診療日…月曜日から金曜日まで。但し国民の祝祭日及び年末年始等を除きます。
- ・ 診療時間…9：00～17：00

7. 緊急時の対応等

- ・ 緊急時等の体制として、24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ・ 必要に応じ、往診に伺う他、医療機関に連絡を行うなどの対応を図ります。

8. 利用料

サービスの利用料は、介護保険制度の規定により以下の通り定められています。

居宅療養管理指導Ⅰ

単一建物居住者1人	1回515円で月2回まで
単一建物居住者2～9人	1回487円で月2回まで
上記以外の場合	1回446円で月2回まで

居宅療養管理指導Ⅱ

単一建物居住者1人	1回299円で月2回まで
単一建物居住者2～9人	1回287円で月2回まで
上記以外の場合	1回260円で月2回まで

(管理指導Ⅱについては、在宅時医学総合管理料・特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者様が対象となります。)

9. 秘密保持

- ・ 居宅療養管理指導サービスを提供する上で知りえた利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き漏らすことはありません。
- ・ ただし、あらかじめ利用者及び家族の同意を得た場合は、前述の場合にかかわらず一定の条件の下で情報提供ができるものとします。

10. 個人情報の保護ならびに使用について

【個人情報の保護】

- ・ 茶屋町在宅診療所は個人情報保護法の定める事業所には該当しませんが、個人情報の取扱いについて適切且つ安全に行われるよう、個人情報保護法の趣旨に沿い同法を遵守し、患者様・利用者様の個人情報の取扱いには十分に注意をして参ります。個人情報の提供は下記利用目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

【個人情報の利用目的】

- ・ 居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行う場合（ケアマネージャーに対する診療情報提供書の交付など）
- ・ 居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者からサービス計画作成・サービス提供に必要な情報の提供を求められた場合（サービス担当者会議等）
- ・ 利用者またはその家族から療養上の相談を受け、必要な事項について指導・助言を行う場合
- ・ 病状の急変等の緊急時に他医療機関等へ情報提供する場合

11. 事故発生時の対応・損害賠償について

- ・ 居宅療養管理指導の提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、事故により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

12. 居宅療養管理指導に関する苦情対応

- ・ 提供した居宅療養管理指導に苦情がある場合又は、相談があった場合には迅速かつ誠実に対応いたします。
- ・ また苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにします。

13. 居宅療養管理指導に関する苦情相談窓口

◎ 茶屋町在宅診療所

住 所 倉敷市茶屋町360-12

電 話 086-429-0033

FAX 086-429-1133

管理者 亀山 有香

◎ 岡山県国民健康保険団体連合会

電 話 (086) 223-8811 受付時間(平日) 午前8時30分～午後5時00分

◎ 倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課

電 話 (086) 426-3343 受付時間(平日) 午前8時30分～午後5時15分

14. 虐待防止について

- ・ 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

管理者：亀山 有香

- ・ サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。
- ・ 成年後見人制度の利用を支援します。

15. その他運営についての留意事項

- ・ 居宅介護支援等の資質の向上のために、研修の機会を設けるものとする。
- ・ 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ・ 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ・ この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、協議に基づいて定めるものとする。